

- (ノ) (処理) 関する アンケートによる 問題処理
- (ノ) (発行) 開 10.17 市 議会議事録
- (ノ) (保管) 部門主任
10. 他町会からの不法投棄について、一車のナンバーを確認し当センターへお知らせされば、直撃出向いを指導します。ほふ地域の方々で現場を目撃した際は撤去させらよう指導方、ご配慮お願ひします。
11. 年々回実施の大清掃の汚土収集くり残しの件と想われますか。今後はどうぞ収集区域のパートナーと実施するとともに、収集業者との連絡を密にしてまいりたいと思いま可。
12. 当センターでパートナーと実施しながら汚れている集積場所の清掃組持管理に万全を期すよう指導してありますか。よくほづねり現状にあります。之後も根気よく指導は続けてまいりますがなんとしても各町会相互の、二協力が必要ですので、今後ともお力添え貰わるようお願いします。(町会の便り集積所日々汚れてる)
13. 犬・放ち飼り、犬の糞、について。
- この件に関しては県の保健所の管轄で、そちらへ相談願います(市の場合は犬の登録のみです)
14. 梨の不清掃工場の完成に伴い、小中学校生徒の施設見学が増えておりますが、当センターでもこの機会をとらえ清掃に関する道徳教育的説明を行ってあります。が、各章からの作文内容とみてその効果が期待できます。今後も重点施策として指導計画に反映したいと思します。
- なお、広報広聴課においても、中学生版として広報紙を作成し、市内全中学校へ配布しております。
- (小中生への教育が必要であるへ)
15. 自家用車の路上駐車については、
- 市の公害交通課へ、警察署の交通課へご相談願います。
16. 共稼ぎ家庭であつても、収集日を厳守してもらわねばなりません。従つて、そのような人々おりましても、当センターへお知らせ直接出向いを指導してまいりたいと思ひます。
17. 土砂運搬の際はからずシートで覆うよう義務づけられており、警察署でも厳しく指導してもらおうです。違法の車はナンバーを確認し報告してください。は、土木管理事務所の方へも業者に指導することを添えます。
18. 駐水が道路にあふれ直進路でもあり困ります。につけて、一管轄日本不管理事務所に付しますから、どちらと二相談ください。
19. 「ゴミと不法に投棄した場合、規定により、
- 最高懲役六ヶ月以下又は罰金三百万円以下の刑に処せられますので投棄者見の際は車のナンバー確認し警察署の保安課へ当清掃センターへお知らせください。
- 「ゴミの不法投棄はその土地の所有者にも責任があるので、管理に万全を期すよう、この件については、当方で県の土木事務所に連絡します。(琵琶池の畔に不法投棄され因る江渡下町会)
20. 市民一人ひとりに自觉させることは困難である。一につけて、
- 新興住宅街による相互の問題、もう少く問題多いところあるが、当清掃センターでは、根気よく指導していく方針で、各町会長もねばり強く努力してくださるようお願いします。
21. 荒川土堤の清掃について、
- この件については、土木事務所の管轄と思われるが、その方と連絡とり付けてしまい、
22. 都市化のすみにつれ集積場所の適宜に困ります。につけて、
- 地域住民の話し合いによって解決できら問題ですが、その線で検討してほしい。
23. 洪水用堰の泥上げと毎年お願いするが、実施してくれない。について(新興野河町令)
- この場所は道路や員かなく、道路の中央線に設けられた側溝と思われるが、管轄か土木事務所とはそういうので、その方へ申請してほしい。